

(1) 食事療養標準負担額

区分	令和6年5月31日まで	
	1食当たり	
住民税課税世帯	460円 (*2)	
住民税非課税世帯 (*1) ・70歳未満の方 ・70歳以上の低所得Ⅱの方	入院が90日までの場合 210円	
	入院が90日を超える場合 160円 (*3)	
住民税非課税世帯 (*1) ・70歳以上の低所得Ⅰの方	100円	

(2) 生活療養標準負担額 (療養病床に入院する65歳以上の方) (*4)

A: 医療の必要性の低い者

区分	令和6年5月31日まで	
	食費 (1食当たり)	居住費 (1日当たり)
住民税課税世帯	460円 (*5)	370円
住民税非課税世帯 (*1) ・70歳未満の方 ・70歳以上の低所得Ⅱの方	210円	
住民税非課税世帯 (*1) ・70歳以上の低所得Ⅰの方	130円	

B: 医療の必要性の高い者 (厚生労働大臣が定める者)

区分	令和6年5月31日まで	
	食費 (1食当たり)	居住費 (1日当たり)
住民税課税世帯	460円 (*5)	370円
住民税非課税世帯 (*1) ・70歳未満の方 ・70歳以上の低所得Ⅱの方	210円 (*3)	
住民税非課税世帯 (*1) ・70歳以上の低所得Ⅰの方	100円	

(*1) 住民税非課税世帯の欄は、医療機関の窓口で限度額適用・標準負担額減額認定証を提示した場合に適用されます

(*2) 指定難病疾患と小児慢性特定疾病患者については、1食当たり260円になります。

(*3) 申請した月以前の1年間で入院が90日を超える場合は、160円になりますのであらかじめ限度額適用・標準負担額減額認定の申請が必要です。

(*4) 指定難病患者は、表とは別の金額が適用されます。

(*5) 医療機関の施設基準により420円の場合があります。